

平成29年12月 1 日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所 2～4号機運転差止訴訟の第24回口頭弁論が行われました

— 今後の審理の予定を協議（次回期日は平成30年3月23日） —

本件は、玄海原子力発電所 2～4号機の運転の差止を求めて、第1次（平成23年12月27日及び平成24年1月18日）から第2次（平成27年10月30日）にわたり提訴されたものです。

当社は、原告が主張するような、重大な事故の具体的危険性は無いため、原告の請求の棄却を求めております。

本日14時55分から佐賀地方裁判所において行われた口頭弁論では、今後の審理の予定を協議しました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、玄海原子力発電所の安全性等について裁判所にご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上

ずっと先まで、明るくしたい。

「快適で、そして環境にやさしい」
そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。
それが、私たち九州電力の思いです。